

令和6年度鯖江市結婚新生活支援事業



鯖江市は

新婚のお二人の 新生活を応援します!



結婚にともなう住居費用に対して支援します

こちらの要件を満たす世帯が対象です

- ・鯖江市に住民票の登録があり、市税滞納がないこと
- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した夫婦
- ・婚姻日の年齢が共に39歳以下
- ・令和4年中の所得が夫婦合わせて500万円未満



対象になる費用はこちら

- 住宅取得費用・・・建物の購入費
- リフォーム費用・・・建物の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費
- 住宅賃借費用・・・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越し費用・・・引越業者又は運送業者に支払う費用



補助額の目安はこちら
1世帯あたり30万～60万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります

詳しくはHPで
確認しよう!

